

◎雇用

作 業 名	標準額(円)		摘 要
一般農作業	果樹などの軽作業	6, 870	○作業時間は8時間を基準とします。
	一般的作業	7, 190	○賃金が福島県最低労働賃金を下回らないよう協議の上調整してください。(最低賃金は毎年10月に見直されます。)
	重労働を伴う作業	7, 720	○ <u>ほ場条件や労働力(性別・年齢・経験等)に差異があ</u> <u>って特に勘案する必要がある場合は、当事者間で協議</u> <u>のうえ調整してください。</u>

◎請負

作 業 名			単 位	標 準 額 (円)	摘 要
田畑 耕起	ロ ー タ リ ー 耕		10a	6, 500	○耕うん深度は15cmとする。 ○ <u>土壌及びほ場条件により当事者間で協議のうえ調整してください。</u>
	ス				

◎賃借料情報

区 分	賃借料（円）10a 当たり	摘 要
上 田	10, 000	○農地法改正により標準小作料制度が廃止されたため、これらを情報として提供いたします。
中 田	7, 000	○ <u>賃借料は物納も含め土壌及びほ場条件により当事者間で協議のうえ調整してください。また作物によって調整してください。</u>
飼 料 畑	3, 000	○上田、中田については、ほ場整備済みの水田とします。